

セーリングスピリッツ協会 会則



Sailing Spirits

2025年 1 月 1 日改正

赤字は今回の改正部分

発行 セーリングスピリッツ協会

第 1 章総則

第 2 章会計

第 3 章役員

第 4 章総会

第 5 章役員会

第 6 章競技委員会

第 7 章会員等

第 8 章支部および支部長

第 9 章会則の変更

第 1 0 章事務局

第 1 1 章雑則

第1章総則

第1条(名称)

本協会の名称をセーリングスピリッツ協会(以下協会と言う。)とする。
事務所を日本国内に置く。

第2条(事務所)

奈良県奈良市福智院町 37 (石崎五一郎気付)に事務所を置く。

第3条(目的)

ナショナルクラスとして国内のセーラーと連携をしながら、セーリングの技術を競い合いかつセーリングそのものを楽しむことを目的に、全てのセーリングスピリッツ級が同一の性能を保持するように適切な管理をする。

第4条(事業)

本協会は、前条の目的を実現するために、次の事業を行う。

- (1)セーリングスピリッツ級の普及、指導、競技会等の開催、諸規則の管理、資格認定等に関する事業
- (2)艇の安全性・耐久性、その他性能の向上と、協会会則ならびにクラス規則改善に向けた情報を収集しアスリートに提供する事業。

第5条(関係機関との協力)

本会則の目的を実現するために、本協会の設立に深く関係してきた JSAF、ボートビルダー並びに設計者との信頼関係を基本として、安全性、耐久性、性能向上、価格の取扱い等について協力して取り組む。

第2章会計

第6条(事業年度)

協会の事業年度は毎年1月1日より12月31日とする。

第7条(事業計画及び収支予算)

1. 事業計画、収支予算書、資金調達等を記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、役員会の承認を受けなければならない。
2. 前項の書類は、事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、協会役員の閲覧に供するものとする。

第8条(事業報告及び決算)

1. 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後に会長 理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、役員会の承認を経て、総会に提出し、第1号から第3号の書類については、その内容を報告し、第4号から第6号までの書類は承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 決算書
 - (3) 監査報告書
 - (4) 事業計画書
 - (5) 予算書
 - (6) 役員体制
2. 前項の書類と会則は、主たる事業所に5年間備え置き、協会役員の閲覧に供する。

第3章役員

第9条(役員)

1. 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以内
- (2) 監事 2名以内

2. 理事に、次の役職を設ける。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 1名

3. 役員以外に次の役職を設ける。

事務局長、計測委員長、技術委員長、広報委員長、競技委員長

第10条(役員の選任)

- 1. 理事及び監事、並びに会長は、総会の決議により選任する。
- 2. 副会長、理事長、副理事長は、役員会の決議により、理事の中から選任する。
- 3. 事務局長、計測委員長、技術委員長、広報委員長、競技委員長は、会長が候補者を指名し、役員会の決議により選任する。

第11条(役員の職務及び権限)

理事は役員会を構成し、法令及び会則に定めるところにより職務を執行する。

第12条(監事の職務及び権限)

- 1. 監事は協会の会計と役員の業務執行状況を監査し、監査報告書を作成する。
- 2. 監事は、いつでも、役員に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

第13条(役員の任期)

- 1. 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第14条(役員の解任)

役員が次の各号に該当するときは役員会に役員の3分の2以上が出席し、その過半数の議決を経て、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、その職務に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他の役員たるに相応しくない行為があると認められるとき。
- (3) 本人が辞任を申し出たとき。

第15条(報酬)

役員及び監事は、無報酬とする。

第16条(顧問)

- 1. 会長は役員会の推薦に基づき若干名の顧問を任命することができる。
- 2. 顧問は、協会の目的の達成のために、協会の活動及び事業等の助言を行う。

第17条(アドバイザー)

1. 会長は役員会の推薦に基づき若干名のアドバイザーを任命することができる。
2. アドバイザーは、協会の目的の達成のために、技術的な指導助言及びセーリング指導等を行う。

第4章 総会

第18条(構成)

総会は、役員と支部長をもって構成する。

第19条(権限)

総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会長、理事役員及び監事の選任又は解任
- (2) 決算書及び関連附属明細書等の承認、事業報告及び収支予算の審議
- (3) 会則の変更
- (4) その他総会で決議するものとして法令又はこの会則で定められた事項

第20条(招集)

本連盟の総会は、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は毎年度の終了3カ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

第21条(招集等)

1. 定時総会は毎事業年度1回開催することとし、会長が招集する。
2. 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に招集する。
 - (1) 役員会が必要と決議した場合に会長が招集する。
 - (2) 理事及び支部長総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき、会長が50日以内に招集する。
3. 監事がその前記第12条に掲げる職務を執行した結果、特に報告が必要と認めたときに監事が招集する。

第22条(議長)

役員会の議長は、会長がこれに当たる。

第23条(決議)

総会の決議は、理事と支部長の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第24条(議事録)

総会の議事録を作成し、出席した議事録署名人として指名された役員、支部長ならびに会長がこれに記名捺印するものとする。

第5章 役員会

第25条(構成)

役員会は、全ての役員をもって構成する。

第26条(機能)

役員会は、この会則に別に決めるもののほか、本協会の業務執行の決定、役員の職務執行の監督等を決議し執行する。

第27条(招集)

役員会は会長が招集する。

第28条(議長)

役員会の議長は、会長がこれに当たる。

第29条(定足数)

役員会の過半数の出席がなければ開会し、議決することが出来ない。

第30条(議決)

役員会の議決は、法令ならびに会則に別に定めるもののほか、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第31条(議事録)

役員会の議事について、議事録を作成する。

第6章競技委員会

第32条(競技委員会)

1. 当協会の事業目的を遂行するために、アスリートと連携しながらナショナルクラスとして継続的な改善を実現するために競技委員会を設置する。
2. 競技に関わる各種クラス規則の変更は、競技委員会がその内容を検討し、役員会の承認を得て行う。変更が協会として重大な内容を含む場合には、総会の承認を得て行う。
3. 前号に関して必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。

第7章会員等

第33条(会員)

本協会の目的に賛同し、加盟登録をして所定の会費を納める個人、または団体代表者を本協会の会員とすることが出来る。

第34条(賛助会員)

本協会の目的に賛同し、本協会の財政維持の為、所定の賛助会費を納めるものは賛助会員となる事が出来る。

第35条(会員の取扱い)

前各号に関して必要な事項は、役員会の決議を経て別に定める。

第36条(登録料)

艇登録料、年登録料、セール登録料の取扱いは、別途、細則に定める。

第8章支部および支部長

第37条(支部の構成)

支部は【北海道・東北】【関東】【中部】【近畿北陸】【関西】【中国】【四国】【九州・沖縄】の8支部の水域で構成する。

第38条(支部長)

1. 各支部に支部長を置く。
2. 支部長は、役員会で選任する。

第39条(機能)

支部長は、協会と連携して各水域に所属する連盟との協力により、各種普及活動やレース開催への支援活動を行う。

第40条(報酬)

支部長は無報酬とする。

第9章会則の変更

第41条(会則の変更)

1. この会則は、総会出席者の3分の2以上の多数の決議によって変更することが出来る。
2. 前項の規定は、この会則の第3条(目的)及び第4条(事業)についても適用する。

第10章事務局

第42条(事務局)

1. 本協会の事務を処理するために事務局を設置する。
2. 事務局に関する事項は、役員会の決議を経て別に定める。

第11章雑則

第43条(委任)

この会則に定めるもののほか、本協会の運営に必要な細目事項は、役員会の議決を経て別に定める。

1. 2000年4月1日制定
2. 2001年4月1日改正
3. 2001年8月13日改正
4. 2002年3月31日改正
5. 2004年4月1日改正
6. 2006年7月1日改正
7. 2008年7月1日改正
8. 2010年4月1日改正
9. 2012年6月1日改正
10. 2012年8月20日改正
11. 2013年5月1日改正
12. 2018年6月1日改正
13. 2019年4月1日改正
14. 2021年4月1日改正
15. 2021年9月1日改正
16. 2023年1月1日改正
17. 2024年4月1日改正

セーリングスピリッツ協会規則をセーリングスピリッツ協会会則に改正するとともに、クラスルールに関わる条文をセーリングスピリッツ級クラス規則として分離した。

18. 2025年1月1日改正

細則

登録料は下記の通りとし、年登録の期間はその年の1月1日から12月31日までとする。

- 艇登録料 : 30,000 円/1 艇(艇登録年度の年登録料およびセール登録料を含む)
- 年登録料 : 3,000 円/1 艇/1 年
- セール登録料 : 1,500 円/1 枚